

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
千葉用水総合管理所長 土田 百合子
(公印省略)

見 積 依 頼 書

1 件 名 ポータブル流量計購入（オープンカウンター方式による）
2 納 品 場 所 千葉県香取市佐原イ3076 成田北総管理所施設管理課
3 納 期 契約締結の翌日から 令和8年3月25日まで
4 内 容 等 別途交付する仕様書等のとおり

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品等の製造又は販売の業種区分「電気通信機器類」の認定を受けており、営業品目の「流量観測装置」に登録されている者であり、かつ、千葉県内に本店又は支店がある者。
- 3 見 積 書 等
- 1) 様 式 等 見積書の様式は任意ですが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2) 提 出 方 法 電子メール(又はFAX)による。
なお、電子メール(又はFAX)に拠りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
- 3) 見 積 書 提出期限 令和7年12月24日 10:00 まで
- 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所
電子メール nyukei_chiba@water.go.jp FAX番号 047-483-0709
- 5) 担 当 者 経理課 岩淵
- 6) 質 問 書 提出期限 令和7年12月22日 10:00 まで
- 7) 見 積 日 時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
- 8) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和07年12月25日までとします。
- 9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 辞 退 見積依頼書等をダウンロードし、見積依頼書等の交付受領書を提出した後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌営業日までに書面により通知します。
- 6 そ の 他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。
- 3) 最低金額を出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、見積依頼書等の交付受領書に任意の3ケタの数字をご記入ください。

見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 経理課 岩淵			
	電話番号	047-483-0722	FAX番号	047-483-0709
メールアドレス	nyukei_chiba@water.go.jp			
発信者 (※必須)	(住所)			
	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			

以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。

○見積依頼件名

ポータブル流量計購入

○くじ用数値

くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

○見積辞退について

見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

○同方式の承諾

「独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。

承諾する

ポータブル流量計購入

特記仕様書

令和 7 年 1 月

独立行政法人水資源機構
千葉用水総合管理所

第1章 総 則

第1節 適 用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が施行するポータブル流量計購入（以下「本件」という。）に適用する。

第2節 納入場所

千葉県香取市佐原イ3076 成田北総管理所施設管理課

第3節 購入の概要

本件は、ポータブル流量計の購入を行うものである。

第4節 納入期限

令和8年3月25日

第5節 納入数量

ポータブル流量計 1台

第6節 取扱説明

1. 受注者は、発注者の職員及び監督員等に対し、流量計の運用に関する次の各号について、取扱説明を行うものとする。
 - (1) 設備の操作方法（手順）
 - (2) 運用上の注意事項
 - (3) 障害時の処理
 - (4) その他必要事項
2. 前項の取扱説明に要する費用は、受注者の負担とする。

第7節 疑 義

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第2章 機器仕様

第1節 ポータブル流量計の仕様

(1) 測定流体	超音波が透過可能な均一な流体
(2) 測定範囲	-30m/s～+30m/s 以上
(3) 測定方式	超音波パルス伝搬時間差方式
(4) 適用口径	65A～5000A 以上 (センサ取替によって対応)
(5) 付属センサ	適用口径 20A～500A 用
(6) 測定精度	100A～5000Aにおいて読み値の±1.5%以内であること
(7) ロギング機能	日時、瞬時流量データ及び正積算値等を本体にロギング可能であること。また、そのデータをUSBメモリ等によりPCへ転送可能であること
(8) アナログ出力	DC4-20mA 出力 2 点以上
(9) 機能	ローカット機能、ゼロ補正・スパン補正機能、移動平均機能、自己診断機能等を有すること
(10) センサケーブル	3m 程度×1 本
(11) 防水機能	IP65 以上 (本体)
(12) 電源	AC100V
(13) バッテリ動作時間	8 時間以上
(14) 本体動作温度	-10°C～+50°C以上
(15) 本体寸法	210×110×48 程度
(16) その他	キャリングケース、取扱説明書付属